

第 2 回

馬 頭 町 ・ 小 川 町
合 併 協 議 会 会 議 録

平成 1 6 年 1 2 月 3 日 (金)

第 2 回馬頭町・小川町合併協議会 会議録

日 時 平成 1 6 年 1 2 月 3 日 (金)

午後 1 時 3 0 分から

場 所 農協会館「グリーンパル」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第 8 号 地方税の取扱いについて (協定項目 8)

協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱いについて (協定項目 9)

協議第 1 0 号 特別職の身分の取扱いについて (協定項目 1 1)

協議第 1 1 号 条例、規則等の取扱いについて (協定項目 1 2)

協議第 1 2 号 事務組織及び機構の取扱いについて (協定項目 1 3)

協議第 1 3 号 公共的団体等の取扱いについて (協定項目 1 6)

協議第 1 4 号 字名の取扱いについて (協定項目 1 8)

協議第 1 5 号 慣行の取扱いについて (協定項目 1 9)

協議第 1 6 号 行政連絡組織の取扱いについて (協定項目 2 3)

協議第 1 7 号 ケーブルテレビ放送事業について (協定項目 2 5 - 3)

協議第 1 8 号 消防防災関係事業について (協定項目 2 5 - 4)

協議第 1 9 号 交通関係事業について (協定項目 2 5 - 5)

協議第 2 0 号 新町建設計画について (協定項目 2 6)

(2) その他

4 その他

5 閉 会

出席した委員（会長等含む。）【計 22 名】

会 長 川 崎 和 郎

副 会 長 渡 辺 良 治

委 員 岡 忠 一 大 金 伊 一 矢 内 修 石 田 彬 良
大 金 進 篠 江 求 岡 豊 子 岩 村 文 郎
藤 田 眞 一 小 峰 直 人 藤 澤 枉 夫 高 瀬 了
福 島 泰 夫 杉 本 益 三 塚 原 博 船 山 伸 郎
佐 藤 勝 夫 山 沢 文 子 佐々木 文 子 亀 田 昇

欠席した委員 【計 3 名】

益 子 栄 子 川 上 宗 男 田 村 澄 夫

事務局の出席 【計 14 名】

齋 藤 裕 一 藤 田 悦 男 板 橋 了 寿 岩 村 房 行
沼 田 一 也 大 森 親 久 吉 住 二 郎 小 松 重 隆
益 子 勝 泉 正 夫 薄 井 裕 桑 野 豊 夫
松 崎 敬 三 山 田 広 充

〔開始時刻：午後 1 時 30 分〕 〔終了時刻：午後 3 時 52 分〕

事務局次長（藤田悦男君） 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しいところを馬頭町・小川町合併協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

1 開 会

事務局次長（藤田悦男君） 定刻になりましたので、第2回協議会を始めさせていただきます。

2 会長あいさつ

事務局次長（藤田悦男君） 開会にあたりまして、川崎会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長（川崎和郎君） 本日は、第2回の馬頭町・小川町合併協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

去る11月22日の第1回協議会におきましては、委員さん各位のご協力によりまして大変協議会がスムーズに進みましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本日は第2回の協議会ということで、協議事項が第8号から20号までというふうなことでございます。協議項目もかなり多い項目になっておりますが、皆様のご協力によりまして議事がスムーズにいきますことをお願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

事務局次長（藤田悦男君） ありがとうございます。

ここで、議事に入る前に、委員23名中20名のご出席をいただいておりますので、協議会規約の規定による3分の2以上の委員の出席の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

本日の資料の確認であります。お手元に本日の会議次第があるかと思えます。そのほかに新しい町の名称候補募集の要領がいつているかと思えます。なお、先日送付いたしました第2回馬頭町・小川町合併協議会資料並びに新町建設計画の素案をお持ちいただいているかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、規約によりまして川崎会長にお願ひをいたします。

3 議 事

議長（川崎和郎君） それでは、議事に入らせていただきます。円滑に会議が進行できますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、会議を進める前に、会議録署名委員のお2人を指名させていただきます。今回は、矢内修委員と福島泰夫委員にお願ひをいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思えます。

協議第 8 号 地方税の取扱いについて、事務局から提案及びその内容について説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 事務局長の齋藤でございます。

地方税の取扱いについて提案し、説明を申し上げます。

会議資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

協議第 8 号 地方税の取扱いについて（協定項目 8）

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、鉱産税及び特別土地保有税の税率及び納期については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2．国民健康保険税の税率については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から医療費の動向を基に支出額を推計し、健全で円滑な運営を確保できる税率に統一するものとする。
なお、急激な負担の増減が生じないように配慮するものとする。
- 3．国民健康保険税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度からは 8 期とするものとする。
- 4．個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の減免については、合併時まで調整するものとする。
- 5．個人町民税及び固定資産税の前納報奨金については、馬頭町の例によるものとする。
- 6．国民健康保険税の賦課の方式については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 7．町税収納督促事務については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 8．口座振替については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、取扱金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時まで調整するものとする。
- 9．嘱託徴収員については、現行の制度を基本として設置するものとする。

会議資料の 2 ページをご覧くださいと思います。

事前に会議資料をお送りしておりますのでご覧いただいたものと思いますし、時間の関係もございまして、大変恐縮ではございますが、いずれの協議事項につきましても要点のみの現況説明、併せて調整の具体的内容の説明とさせていただきたいと思います。

それでは、説明いたします。

まず、個人町民税でございますが、調整の具体的内容の欄をご覧くださいと思います。個人町民税の税率、その次の納期につきましては現況に記載のとおりでございまして、いずれも 2 町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

3 ページをご覧くださいと思います。

減免につきましては若干の相違がございますが、合併時まで調整するものでございます。

次の前納報奨金につきましてはご覧のとおり相違がございますので、調整検討の結果、馬頭町の例によるものといたします。

次に、法人町民税でございますが、税率につきましては2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものといたします。

4ページをお開きいただきたいと思います。

固定資産税でございますが、税率及び納期の現況は記載のとおりでございます。ともに2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

減免につきましては若干の相違がありますので、合併時までに調整するものでございます。

前納報奨金につきましてはご覧のとおり相違がございますので、調整検討の結果、馬頭町の例によるものといたします。

次に、特別土地保有税でございますが、税率及び納期につきましては現況の記載のとおりで、いずれも2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

まず、資料の訂正をお願いいたします。現況の小川町の一番下の欄、3の減免で(2)「減免規則あり」とございますが、これを「減免規則なし」とご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、説明いたします。

軽自動車税でございますが、税率及び納期につきましては現況に記載のとおりでございます。2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

減免につきましては若干の相違がございますので、合併時までに調整するものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

町たばこ税、入湯税、鉾産税につきましては現況に記載のとおりでございます。税率、納期ともに2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

7ページをご覧いただきたいと思います。

国民健康保険税でございますが、賦課方式は現況に記載のとおりでございます。2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

次の税率につきましては現況記載のように相違がございますので、合併時は現行のとおりといたしまして、翌年度からは、医療費の動向をもとに支出額を推計いたしまして、健全で円滑な運営を確保できる税率に統一するものでございます。なお、急激な負担の増減が生じないように配慮するものでございます。

次の納期につきましては現況に記載のとおりでございます。相違はありません。合併時は現行のとおりといたしまして、翌年度からは、先進事例にならって7月から2月までそれぞれ1月間を1期として8期とするものでございます。

減免につきましては若干の相違がありますので、合併時までには調整するものでございます。
8 ページをお開きいただきたいと思います。

町税収納督促事務につきましては、現況に記載のとおり2町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

口座振替につきましては現況記載のとおりでございます。制度の基本的部分については相違がないため現行のとおり新町に引き継ぐものとしたしますが、取扱金融機関につきましては、足利銀行の動向を見据えながら対処する必要があること、そういうことから現行を基本といたしまして合併時までには調整するものでございます。

嘱託徴収員につきましては現況に記載のとおりほぼ同様の制度でございます。2町に設置されておりますので、新町においては現行の制度を基本として引き続き設置するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 協議第8号 地方税の取扱いについて事務局から説明がありました。この件に関しまして何かご意見、ご質疑等がございましたらお願いをいたしたいと思います。なお、質疑に際しましては、挙手をしてお名前を言ってから発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようでしたら、改めてお諮りをいたします。

協議第8号 地方税の取扱いについては、原案のとおりとすることでご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第8号 地方税の取扱いについては異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認をされました。

続いて、協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて、事務局から提案及び内容の説明をお願いいたします。

事務局長（齋藤裕一君） 一般職の職員の身分の取扱いについて提案し、説明を申し上げます。

会議資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目9）

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

1. 2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
2. 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

3. 職名等については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一するものとする。

4. 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整するものとする。

資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

まず、現況でございますが、2町の一般職の職員の現況につきましてはご覧のとおりでございます。職員数は平成16年4月1日現在で馬頭町と小川町合わせて304人でございます。

2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものでございます。なお、この職員数につきましては、新町におきまして定員適正化計画を策定いたしまして、定員の適正化に努めてまいるものでございます。

11ページをご覧いただきたいと思います。

次に、職名等でございます。現況は記載のとおりとなっております。相違がございますので、この職名等につきましては人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一するものでございます。

12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

職員の給与につきましては、給料表、諸手当は現況のように若干の相違がございます。職員の処遇の観点、給与の適正化の観点から調整をするものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

只今、協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて説明がありました。内容についてご意見、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、改めてお諮りいたします。

協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについては、原案のとおりとすることでご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについては異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がされました。

続きまして、協議第10号 特別職の身分の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） 特別職の身分の取扱いについて提案、説明いたします。

会議資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

協議第10号 特別職の身分の取扱いについて（協定項目11）

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1．特別職の職員については、その設置、人数、任期及び報酬等の額について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整するものとする。
 - （1）町長、助役、収入役及び教育長の任期については、法令の定めるところによる。なお、給料の額については、現行の給料の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - （2）議会の議員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - （3）教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数及び任期については、法令の定めるところによる。なお、報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
 - （4）農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例を基に合併時まで調整するものとする。
- 2．審議会等については、2町に設置されていて、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合するものとする。

ただし、1町に設置されているものは、新町において速やかに調整するものとする。なお、人数、任期及び報酬等の額については、現行の制度を基に調整するものとする。
- 3．その他の特別職については、新町において引き続き設置する必要があるものについては、現行の任期及び報酬の額を基に調整し、設置するものとする。

15ページをご覧いただきたいと思います。

まず、町長等常勤の特別職の現況はご覧のとおりでございます。調整の具体的内容は、町長、助役、収入役及び教育長の任期については法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料の額及び同規模の自治体の例をもとに合併時まで調整するものでございます。

次に、議会の議員につきましては、現況は記載のとおりでございます。調整の具体的内容でございますが、議会の議員の報酬の額につきましては、現行の給料の額及び同規模の自治体の例をもとに合併時まで調整するものでございます。なお、議員の定数及び任期につきましては、協定項目6で別に協議することになっております。

16ページをお開きいただきたいと思います。

教育委員会、選挙管理委員会などの行政委員会の委員につきましては、現況は記載のとおりでございます。調整の具体的内容は、行政委員会の委員の数及び任期につきましては法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬の額及び同規模の自治体の例をもとに合併時まで

に調整するものでございます。なお、農業委員会の委員の定数及び任期につきましては、協定項目7で別に協議することになっております。

次の審議会等の委員につきましては、その現況はご覧のとおりで相違がございます。これらのうち、2町に設置されていて新町においても設置する必要があるものは原則として統合するものでございます。また、1町のみを設置されているものについては、新町において速やかに調整するものとしたします。なお、人数、任期及び報酬の額については、現行の制度をもとに調整するものでございます。

18ページ、20ページ、お開きいただきたいと思います。

その他の附属機関の委員等でございます。現況に記載のとおり相違がございますが、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期及び報酬の額をもとに調整して、設置するものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 協議第10号 特別職の身分の取扱いについて説明がありました。これに関しましてご意見、質疑等がありましたらお願いいたします。

（「ありません」という声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りいたします。

協議第10号 特別職の身分の取扱いについては、原案のとおりとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしと認めます。

協議第10号 特別職の身分の取扱いについては異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がされました。ありがとうございました。

続いて、協議第11号 条例、規則等の取扱いについて、では事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 条例、規則等の取扱いについて提案し、説明をいたします。

会議資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

協議第11号 条例、規則等の取扱いについて（協定項目12）

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

新町の条例、規則等の制定については、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- （1）合併と同時に即時制定し、施行するもの
- （2）合併後、逐次制定し、施行するもの
- （3）合併後、一定の地域に暫定的に施行するもの

22ページをお開きいただきたいと思います。

馬頭町及び小川町の合併は新設合併であるために、合併の日の前日にそれぞれの町は廃止されまして、すべての条例、規則等は失効することになります。このため、新町におきましては、必要な条例、規則等の制定をしなければなりません。新町の条例、規則等につきましては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整、確認内容に基づいて制定するものでございます。以上でございます。

議長（川崎和郎君） ご意見、ご質疑ございますか。

（「ありません」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りをいたします。

協議第11号 条例、規則等の取扱いについては、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしと認めます。

協議第11号 条例、規則等の取扱いについては異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がされました。

続きまして、協議第12号 事務組織及び機構の取扱いについて、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 事務組織及び機構の取扱いについて提案し、説明いたします。会議資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

協議第12号 事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目13）

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

新町の組織及び機構については、次の事項を基本とし、合併時まで調整するものとする。

- （1）住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- （2）町民が利用しやすい組織・機構
- （3）町民の声を適正に反映することができる組織・機構
- （4）指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- （5）簡素で効率的な組織・機構
- （6）新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- （7）新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- （8）地方分権に柔軟に対応できる組織・機構

24ページをお開きいただきたいと思います。

調整の方針の次の欄に提案にあたっての基本的な考え方を載せてございますので、ご覧いた

だきたいと思います。

基本的な考え方、(1)新町の組織は、馬頭町役場を本庁とし、小川町役場を当面、総合支所とするものとする。

(2)本庁は、町全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務、総合支所の業務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌するものとする。また、総合支所は、合併前の町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除く住民生活に密着したサービスを提供する総合行政機関とするものとする。

(3)出先機関については、本庁関係部署直轄の機関とするものとする。

(4)行政委員会及び附属機関等については、実態を考慮して整備するものとするでございます。

このような考え方に基つきまして、事務組織及び機構を合併時まで調整をしていくというものでございます。

次に、現況でございますが、24ページは2町の事務組織及び機構の現況でございます。

25ページは2町の事務組織図でございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。

事務組織及び機構の整備方針でございます。

まず、第1章、組織及び機構整備の考え方でございますが、図式化してございますように、段階的に3期に分けてございます。

第1期は、当面の期間ということで、総合支所方式の期間ともいえますが、この合併後数年間は暫定的な組織・機構の期間でございまして、本庁方式への移行準備の期間でもございます。

第2期は、本庁方式に移行しまして、さらに事務事業の統合、人員の適正化を進めながら組織整理統合化の期間ということになります。

第3期は、事務事業、各種制度の調整・統合が完了いたしまして、また新町の建設計画の期間も終了いたしますが、その後においても絶えず組織機構を見直して、定員の適正化に努めることとする、そういうものでございます。

第2章は、具体的な組織及び機構の検討でございます。

第1期(合併時)の組織及び機構の検討の(1)従前の町役場の取扱いでございますが、合併いたしますと、従来の役場でできたことが対応できずに不便になるのではないかと住民の懸念がありますから、そういった住民サービスの低下とならないように、また住民が主体となつたまちづくりを進めるために、地域の振興を図る総合行政機関として総合支所を設置するものでございます。

(2)の出先機関等の取扱いでございますが、保育所や図書館など出先機関等につきまして

は本庁関係部署直轄の機関とするものでございます。

(3) 行政委員会等の組織及び機構でございますが、行政委員会につきましては原則として事務局を統合し、附属機関につきましても原則統合するものでございます。

(4) の本庁と総合支所の機能分担でございますが、本庁に統合する事務はその枠内でございますから までのご覧のような事務でございます。例としましては、企画調整、財政、入札・契約、人事給与、電算などでございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

総合支所の担当業務は、統合される事務を除く部門の業務ということになります。枠内の記載のように、現行の住民サービスの提供ができる機能を維持するものでございます。

なお、30ページに本庁及び総合支所のイメージ図がございます。これは第1回の合併協議会におきまして、新町の事務所の位置についてで説明申し上げましたので、それと同じでございますので、後でご覧をいただければと思います。

次に、2、第2期の組織及び機構の検討でございますが、この時期の組織及び機構につきましては、事務の統合などの進捗状況に応じて職員の計画的な定数管理、組織機構の簡素化など段階を追って整備を行なうものでございます。

(1) 総合支所から本庁組織に統合または再編する組織及び機構でございますが、四角の枠内に記載のと のような部門を本庁に統合いたしまして、より効率的かつ機能的な組織を目指して再編するものでございます。

次に、第3章まとめでございますが、第1章、第2章を受けまして、新町における組織及び機構の総括方針及び個別方針をまとめたものでございます。この内容は、総括方針については提案の部分と個別方針については先ほどの基本的な考え方と同様でございます。

以上でございます。

議長(川崎和郎君) 以上、長くなりましたが協議第12号 事務組織及び機構の取扱いについて説明がありました。この件に関しましてご意見、ご質疑ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長(川崎和郎君) ないようですので、改めてお諮りいたします。

協議第12号 事務組織及び機構の取扱いについては、原案のとおりとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(川崎和郎君) 異議なしと認めます。

協議第12号 事務組織及び機構の取扱いについては、全会一致で原案のとおりと確認されました。ありがとうございました。

続いて、協議第13号 公共的団体等の取扱いについて、事務局から説明を求めます。
事務局長（齋藤裕一君） 公共的団体等の取扱いについて提案し、説明いたします。
会議資料の31ページをお開きいただきたいと思います。

協議第13号 公共的団体等の取扱いについて（協定項目16）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

（1）2町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。なお、実情により合併時に統合できない団体は、新町において、速やかに統合するよう調整に努めるものとする。

（2）2町それぞれ独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとするものとする。33ページをお開きいただきたいと思います。

誠に恐れ入りますが、資料に追加記入をお願いいたしたいと思っております。小川町の産業関係のところに、2団体を追加記入していただきたいと思います。一つは、塩那台地小川地区推進協議会でございます。塩那の「えん」は塩谷郡の「塩」で、「な」は那須郡の「那」でございます。台地は踏み台の「台」の方の「台地」でございます。もう一つは、小川町酪農青年部でございます。

それでは、説明を申し上げます。

会議資料の32ページから35ページ、これは公共的団体等の現況でございます。調整の具体的内容は、2町に共通している団体は、原則合併時までには統合するよう調整するものでございます。それから、独自の団体につきましては、原則として現行のとおりとするというものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 只今、協議第13号 公共的団体等の取扱いについて説明がありました。内容についてご質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りいたします。

協議第13号 公共的団体等の取扱いについては、原案のとおりとすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ご異議なしと認めます。

よって、協議第13号 公共的団体等の取扱いについては、全会一致で原案のとおりと確認

をされました。

協議第14号 字名の取扱いについて、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 字名の取扱いについて提案し、説明申し上げます。

会議資料の36ページをご覧くださいと思います。

協議第14号 字名の取扱いについて（協定項目18）

字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

2町の字の区域及び名称については、現行のとおりとするものとする。

37ページをご覧くださいと思いますが、たびたびで恐れ入ります、資料の訂正をお願いいたします。現況の小川町の中で、旧七合村の「おおあざやだ」の読み仮名が「やた」になっておりますので、「た」に濁点をつけていただきまして「やだ」というふうにご訂正をお願いいたします。

それでは、説明いたします。

字名の現況でございますが、馬頭町は17、小川町は12でございます。調整の具体的内容は、区域及び名称については現行のとおりとするものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 協議第14号 字名の取扱いについて説明がありましたが、ご意見、ご質疑は。

どうぞ。

委員（矢内 修君） 馬頭町の矢内でございます。

この大字が付いておりまして、現行のとおりとするという提案でございますけれども、前回、4町合併協の中では削除の方針でということで、今回はこの2町について正式名というのは、お伺いするところによりますと、馬頭とか小川とかという前に大字馬頭、大字小川というのが正式名称だとお聞きをしております。これを除いて、大字を除けないものかどうかということでご提案を申し上げます。

議長（川崎和郎君） 大字を削除してはと、こういうご意見かと思う、それでよろしいですか。

では、事務局、答弁。

事務局長（齋藤裕一君） 大字につきましては、合併協議会でもって、そういうことで「大字」という文字を除いて、例えば「馬頭町馬頭」ということを正式な字名とするんだということになれば、それは問題ないことだというふうに考えております。たまたまこういう形で、4町の合併のときとは離れまして2町合併でということで検討したものですからこのように提案させていただきましたけれども、とることについては問題はないと思います。

議長（川崎和郎君） はい、どうぞ。

委員（矢内 修君） それでは、調整の方は調整会議なりにお任せしたいと思いますので、私はちょっとこの大字は入らない方が現代的に字数が少ないし、簡便になるのかなという思いで提案をいたしました。

議長（川崎和郎君） ちょっと休憩させてもらいます。

午後 2時04分 休憩

午後 2時12分 再開

議長（川崎和郎君） それでは、再開をいたします。

両町で協議をいただきまして、その結果を事務局の方でまとめましたので、それを報告させていただきます。

事務局長（齋藤裕一君） 只今、別室で小川町の方の委員さんがお集まりになりまして相談した結果、大字を削除するという方向でよろしいというふうな結果になりましたので、改めてここで修正をさせていただきたいと思いますが、2町の字の区域については現行のとおりとし、名称については、現行の名称から大字を削除するものとする。もう一度申し上げます。2町の字の区域については現行のとおりとし、名称については、現行の名称から大字を削除するものとする。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

それでは、そのように確認をいただきました。ありがとうございます。

次に、協議第15号 慣行の取扱いについて、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 慣行の取扱いについて提案し、説明いたします。

会議資料の38ページをお開きいただきたいと思います。

協議第15号 慣行の取扱いについて（協定項目19）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1、町章、町歌、町民憲章、町の花・木・鳥等については、新町において定めるものとする。
- 2、表彰制度、各種宣言については、新町において調整し、定めるものとする。

ただし、名誉町民については、新町に引き継ぐものとする。

39ページをご覧くださいと思います。

現況でございますが、2町の町章、町歌でございます。

次に、40ページをご覧くださいと思います。

町民憲章、町の花、木などの現況でございます。

調整の具体的内容につきましては、町章、町歌、町民憲章、町の花などについては新町において定めるものとしまして、名誉町民については新町に引き継ぐものということでございます。以上でございます。

議長（川崎和郎君） 今、協議第15号 慣行の取扱いについての説明がありましたが、内容についてご意見、ご質疑ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

委員（石田彬良君） 馬頭町の石田と申します。

1番の町章、町歌、町民憲章、町の花・木・鳥等については新町において定めるとありますが、せめて町章ぐらいは合併時まで決定してはいかがなものかと提案するものでございます。ご協議をお願いします。

議長（川崎和郎君） では、事務局の方から答弁させます。

事務局長（齋藤裕一君） 只今のご質問に対してご説明を申し上げたいと思いますが、新町においてということで、新しい町になって制定をするものでございまして、それまでにどういった町章をつくるかといったことについて事前にその候補作品を集めたり、あるいは内定というか、こういうものにするという作業を進めてはいけないということではございませんので、合併の準備の中でそういった作業はできるものというふうに解釈しております。そういう準備をしておいて、合併の当日、専決処分をもってその町章なりを制定するということになるものと、そういうことでやっているところも、先進事例がございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） そういうことでご了承、ご理解いただけますか。

委員（石田彬良君） はい、分かりました。

議長（川崎和郎君） それでは、協議第15号 慣行の取扱いにつきましては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ご異議なしと認めます。

協議第15号 慣行の取扱いについては異議なしと認め、全会一致で原案どおり進めることといたします。ありがとうございました。

続いて、協議第16号 行政連絡組織の取扱いについて、事務局から提案及び内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 行政連絡組織の取扱いについて提案し、説明いたします。

会議資料の41ページをお開きいただきたいと思います。

協議第16号 行政連絡組織の取扱いについて（協定項目23）

行政連絡組織の取扱いについて、次のとおり提案する。

行政連絡組織については、合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに行政区制制度に統一するものとする。

なお、行政区の区域及び名称については、地域住民の意向を尊重し、新町において調整するものとする。

42ページをご覧いただきたいと思います。

行政連絡組織の現況でございます。組織につきましては、馬頭町は26の大字自治会、小川町は14の行政区になっております。それぞれ行政連絡員、行政区長などを置きまして、町行政、町と大字の連絡調整等の事務を行なっているところでございます。2町に差異がございますので、合併時は現行のとおりといたしまして、合併後、速やかに行政区制制度に統一するものでございます。なお、この行政区の区域あるいは名称につきましては、地域住民の意向を尊重しながら新町で調整をしていきたいというものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 内容について質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議長（川崎和郎君） ないようですので、改めてお諮りいたします。

協議第16号 行政連絡組織の取扱いについては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしと認めます。

それでは、全会一致で原案どおりに進めることといたします。ありがとうございます。

ここで休憩をいたしたいと思います。休憩は35分までとしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

では、休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時33分 再開

議長（川崎和郎君） それでは、再開をいたします。

続いて、協議第17号 ケーブルテレビ放送事業について、事務局から提案及びその内容について説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） ケーブルテレビ放送事業の提案説明の前に、会議資料の44ページをお開きいただきたいと思いますが、資料の訂正、文言の追加記入をお願いしたいと思います。まず、提案の四角の枠内、上から3行目のなお書きの部分でございまして、「地域高度情

報化計画を策定し、3年程度」とございますが、「3年程度」の前に「合併後」と入れていただきたいと思ひます。「合併後3年程度」というふうにご訂正をお願いいたします。それから、45ページの調整方針の欄の中で上から3行目の中ほどにも「3年程度」がありますので、「合併後3年程度」というふうにご訂正をいただきたいと思ひます。それともう一つ、46ページを開いていただきたいと思ひますが、右側の調整の具体的内容のところでは上から5行目の中ほどにも「3年程度」がございますので、これを「合併後3年程度」というふうにご訂正をいただきたいと思ひます。

それでは、44ページに戻っていただきまして、ケーブルテレビ放送事業について提案し、説明を申し上げたいと思ひます。

協議第17号 ケーブルテレビ放送事業について（協定項目25 - 3）

ケーブルテレビ放送事業について、次のとおり提案する。

- 1、ケーブルテレビ放送事業については、新町に引き継ぐものとする。
- 2、ケーブルテレビ高度化事業については、新町に引き継ぐものとする。

なお、地域の一体性の確立を図るため、地域高度情報化計画を策定し、合併後3年程度を目途にケーブルテレビの新町全域化を推進するものとする。

45ページの方をご覧くださいと思ひます。

ケーブルテレビ放送事業の現況でございます。

平成5年4月に開局いたしまして、平成16年4月1日現在で3,350世帯が加入しております。放送内容は、地上、衛星放送などの再送信、町内の催しなどのニュースや議会中継など自主放送、文字テロップによる行政のお知らせなどの文字放送、火災・災害などの緊急放送などを行っております。この事業につきましては、そのまま新町に引き継ぐものとするものでございます。

46ページをお開きいただきたいと思ひます。

ケーブルテレビ高度化事業の現況でございます。

ケーブルテレビ高度化事業と申しますのは、既にご存じかと思ひますが、目的にも記載してございますように、平成23年度から現在のテレビ放送、アナログ放送が廃止されましてすべてデジタル放送になるため、放送関係施設設備のデジタル化と幹線ケーブルを光ケーブルに替える事業でございます。このようなことから、現在のケーブルテレビの設備をデジタル化するために平成12年度から調査研究を開始してきております。事業期間は平成18年度から20年度で、平成21年度にはシステム運用を開始する予定でこの計画を進めているところでございます。調整の具体的内容でございますが、このケーブルテレビ高度化事業も新町に引き継ぐものでございます。なお、地域の一体性の確立を図るため、地域高度情報化計画を策定し、合併後

3年程度を目途にケーブルテレビの新町全域化を推進するものでございます。

47ページをご覧いただきたいと思います。

簡単にケーブルテレビ高度化事業について説明をいたします。

アナログのケーブルテレビからデジタルのケーブルテレビに切り替えることをケーブルテレビの高度化と呼んでおりまして、放送設備のデジタル化と幹線ケーブルを光ケーブルにするものでございます。この高度化事業につきましては、テレビがデジタル化するだけでなく、幹線が光ケーブルになることによりまして高速インターネットの利用も可能になるほか、4、さまざまな行政分野で活用できる可能性として挙げてございますように、医療・福祉分野、教育分野、行政分野、さらに生活分野で、ここに記載のような各種のサービスの展開が可能になってくるものと考えられています。

48ページは、ケーブルテレビのイメージ図でございます。

49ページは、地域高度情報化計画の概要でございます。

新町の一体性の確保を図るため、全町的にケーブルテレビを核とした高度情報化を推進することを目的に策定する計画でございます。この目的に向けて多方面から調査研究を行なっていくというものでございます。詳細は略させていただきます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） ケーブルテレビ放送事業について説明がありました。内容についてご意見、ご質疑ございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

委員（大金 進君） 馬頭町の大金進です。

このケーブルテレビにつきましては、もう馬頭町では12年間やっております。テレビのよさ、地域活性化に本当に優れていると思っております。そういうわけで私はこれに賛成をしております。馬頭町の委員の皆さんはもう既に分かっていると思いますが、小川町の委員さんの中にはまだよく理解できないという方もいるのではないかと思いますので、私の考えを述べさせていただきます。

馬頭町はテレビ放送の難視聴地域にもかかわらず、ケーブルテレビによって安定した良質なテレビ放送の受信が可能になっております。更に、行政及びお知らせ情報、緊急放送を初め、身近な地域情報も速やかに知ることができます。町内のどの地域に住んでいても安全・安心のできる生活ができて、ケーブルテレビは町民にとりまして毎日の生活から欠かすことのできない行政サービスの一つであると思っております。

現在、国の進めております地上デジタル放送、ITを利用した産業の振興を初め、福祉・教育分野等で活用も期待されております。ケーブルテレビの高度情報化を図ることにより、21

世紀にふさわしい魅力ある地域づくりに大きく貢献するものと期待しております。

この調整方針の1、2にありますように、新町で一体的な整備を図られますよう強く要望をいたします。

それから、余談になると思いますがけれども、馬頭町では議会の生放送はもちろんのこと、それから町の事業、各種団体の事業、小中学校の催し事すべて放送しておりますから、私も子供や孫がいますから、今日はどここの小学校の運動会があって、お宅のお孫さん何番だったね、大きくなったねとかね。そうすると、家へ帰ってきてまたテレビ見て、1回見ればいいのにまたもう1回、もう1回見る、3日ぐらい続けて見ているような。それで家庭でも本当に雰囲気がいいと思います。

それで、有線テレビのまずいところはということかななんて考えてみたけれども、まずいところというのはないんですね、いいことばかりで。あえて冗談に言わせてもらうならば、議会が生放送ですから、もうみんな真剣になってやっております。たまたまそのときに居眠りなんてしている議員がいて、町執行部の方が居眠りしていたり議員が居眠りなんてしていると、ああなんだなんていうことになりますけれども、まずいかななんていうのはそこらのことだと思います。

それから、テレビ局の職員はみんな優良な方ですから、そういうのは映さないようには努力してくれると思いますけれども、ぜひこれは採用していただければありがたいと思います。

以上です。

議長（川崎和郎君） これは要望ですから答弁はいいですね。

ほかに。

はい、どうぞ。

委員（福島泰夫君） 小川町の福島でございます。

私も賛成の意味でのちょっと発言をさせていただきたいんですけれども、馬頭町で平成5年からこのケーブルテレビ事業をやられていること、私も知ってはおりましてし、うらやましく思っておりました。この事業が、平成23年からのデジタル化に伴ってもうどうしてもシステムを替えなければいけない、こういう事情も存じ上げております。それで、これを今回の協定の中では全町、いわゆる馬頭町と小川町も含めてそれに普及する、これは大変ありがたいことであると思います。

只今、大金委員さんからお話がありましたが、難視聴対策あるいは防災放送、こういったことも大変重要なことかと思えます。そして、新たにこの新しいシステムで100メガの光ファイバーが来る、これは大都市に住んでいる方にはもう当たり前のことなんですけれども、我々いわゆる田舎に住んでいる者にとっては本当に夢の世界のことです。今、光ではなくて普

通の電話線を使って馬頭町でも小川町でも町の中心部、ここには8メガとか24メガとかその程度のは来ています。それでも、それが例えば町の一番端の地域、小川町で言いますなら芳井地区とか後沢地区、あるいは馬頭町で言えば大山田地区とか大内地区とか、そっちの方までこの速い通信速度のシステムが行くのはいつになるかちょっと分からないかと思います。そういう中で、光というのはやっぱりすばらしいことだと思います。それを全町に幹線を引いて各戸に配信する、もしこれができたら本当にいいなと思っております。このシステム、これを馬頭町だけでなく小川町まで全町にわたって引くというのが、私も今回の合併の最大のメリットの一つであると思っております。

それで、よく渡辺町長、前回の4町のときの合併協議会長この方が、合併が破綻したときに、4町が最善の策だけれども、それがだめだったんだから次善の策、これで行こうということで、この次善の策が小川町と馬頭町の合併なわけであります。それで、次善の策の中でこのケーブルテレビ事業、これを全町に引くということ、これは最善の策を越える策になる可能性もあるかと思います。ですから、この事業が我々次の世代、後世に残せる一つの大きな財産になるのではないかと思います。そういう意味で私は賛成の発言をさせていただきました。

とにかく一日も早く、合併後3年を目途という数字も出ていますけれども、本当に23年のデジタル化、これに間に合うようにやっていただけたらすごいことだと思いますし、馬頭町、小川町の最大のメリットの一つになることはもう私も信じて疑いません。そういう意味で、執行部の方もよろしく進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（川崎和郎君） 今の大金委員、福島委員からそれぞれ賛成のご発言をいただきましたが、ほかにないかと思うんですが、ケーブルテレビ事業については原案のとおり確認をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。

委員（福島泰夫君） すみません、あともう一つ言い忘れましたが、馬頭町でやる事業が予算として、現行の予算では19億5,000万円。もし仮にこれを小川町まで引いて全町に普及するとしたら大体どの程度かかるか。これもやっぱり町民の方の大きな疑問というか、そういう面があると思いますのでお伺いいたします。

議長（川崎和郎君） それでは、今日は担当者も来ていますのでその辺の話をさせますが、まずこれを決定していただいてから説明させます。

それでは、改めてお諮りをいたします。

協議第17号 ケーブルテレビ放送事業については、原案のとおりとすることで異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第17号 ケーブルテレビ放送事業については異議なしと認め、全会一致で原案のとおりと確認をされました。ありがとうございます。

それでは、情報課の方で。簡単でいいから。

企画部会長（薄井 裕君） 企画部会の小川町の薄井と言います。

先ほどの福島委員さんの質問でございますが、協議事項にありますように、新しい町になってから、その間の準備行為の中にもあるかもしれませんが、地域高度情報化計画を策定される段階でその中で事業費については検討されると思いますが、数字等については幾ら幾らということはいえないかもしれませんが、聞くところによると、これは未確定ですが7億程度かなというふうに私は聞き及んでおります。これはまだ確定ではございませんので、ご理解願いたいと思います。

議長（川崎和郎君） よろしいでしょうか。

では、そういうことで次に進ませていただきます。

協議第18号 消防防災関係事業について、事務局から提案及びその内容について説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 消防防災関係事業について提案し、説明を申し上げます。

会議資料の50ページをお開きいただきたいと思います。

協議第18号 消防防災関係事業について（協定項目25 - 4）

消防防災関係事業について、次のとおり提案する。

- 1、防災会議については、新町において、合併時に設置するものとする。
- 2、地域防災計画については、新町において策定するものとする。
- 3、防災行政無線については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

51ページをご覧ください。

防災会議の現況でございますが、2町それぞれ防災会議を設置しております。調整によりまして、この防災会議については新町において合併時に設置するものとしたします。

52ページをお開きいただきたいと思います。

地域防災計画でございますが、現在2町それぞれに計画があるわけでございますが、新町におきましては、新町全体の計画を策定することになります。調整の具体的内容につきましては、地域防災計画は新町において策定するものでございます。

防災行政無線につきましては、現況に記載のとおり馬頭町が移動系、小川町が同報系の防災行政無線を設置しております。防災、応急救助、災害復旧などの業務に対応しているところでございますが、いずれの町の防災行政無線も現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 説明が終わりました。内容についてご質疑、ご意見ありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

委員（杉本益三君） 小川町の杉本です。

消防防災関係事業につきましては賛成をいたしますが、3番の防災行政無線については現行のとおり新町に引き継ぐものとするということも賛成でございます。ただ、新潟中越地震が起きてまして長期間停電がありまして、防災無線が稼動しなかったというようなニュースがございまして、非常に職員も手動でそれを稼動させるような手続きが何か身につけていなかったというようなニュースがございまして、引き継ぐものについては賛成でございますが、そういう中で、今有線テレビが新町に引き継ぐというようなことで賛成でございますが、そういうときにこの働きを、どんな働きをしますか、説明をいただければというふうに思うんですが。

議長（川崎和郎君） はい。

企画部会員（松崎敬三君） 馬頭町の放送センター所長の松崎です。

馬頭町では有線テレビができてから24時間、もし夜の場合ですと、あるいは土曜、日曜ですと消防署からすぐに災害情報が出ます。火災、それからもし大雨の場合は洪水警報が出ておりますと、例えばどういう地域の方々は避難してくださいとかそういったことも消防から、もちろん消防団の各分団とも連絡取り合って、もちろん県の防災ともそういう形でして、有線テレビは非常に防災、火災、それから水害等についてはすぐに一斉に告知ができるということで、安心のできる町民の皆さんの生活につながっているんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） よろしいですか。

（「停電になったときはどうするんだという」と言う声あり）

企画部会員（松崎敬三君） 停電につきましては、今度新しくデジタル化になりますと放送センターの電源供給機がある程度、バッテリーがある程度まで使えると思うんです。ですので、送信はできると思います。問題は、光ケーブルは電気を必要としないんですけども、同軸ケーブルは電気を必要としますのでその電源の、もちろんそこにはバッテリーも搭載されます。ですから、長い時間の停電が起きた場合はもちろん音声告知放送機は使えませんが、ただ、空中を飛ぶ空中波を飛ばして、大雨とかそういったものに対しては非常に強いという。これは一般的な例ですけども、全国的には防災無線よりも有線テレビの方が防災システムとしては強いということが今言われております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） はい、どうぞ。

委員（杉本益三君） 小川町にある防災無線、各防災無線の柱にはバッテリーが内蔵されております。そのバッテリーの働く時間というのは、電気が働く時間というのは48時間しかないんです。ですから、新潟みたいに長い時間、それ以上の停電があった場合にはその防災無線も役に立たないというようなことも考えなくてはならないと思います。だから、そういう中で今の有線テレビの働きに大いに期待したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） はい、どうぞ。

副会長（渡辺良治君） 今それをお答えしようと思ったんですけども、有線テレビにしる防災無線にしる最終的には電気がなければ働かない。今言ったようにせいぜい一昼夜ぐらい。そうすると、その後どうなるんだと。何もバックアップシステムは現在のところはありません。有線テレビで放送の方は放送したとしても受信機の方が壊れれば、ましてや地震等で家の中にいなければ聞こえない、見ないということですので、やはり最終的には防災無線が最も有効なんだろうと、こう思っています。そのときには、バックアップシステムを長時間やるためにはどうするか。これは当然のことながら振興計画の中に盛り込まないとその防災体制ができない、このように思っていますから、振興計画に盛り込むように、建設計画の中にもさらに盛り込むという形で今後進めていかなければならないと、このように思っております。

議長（川崎和郎君） いろいろご発言ありましたが、今お聞きのような形で新町に引き継ぐと、こういうことですので、改めてお諮りをいたします。

協議第18号 消防防災関係事業については、原案のとおりに決定をしたいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） 異議なしと認めます。

それでは、原案のとおり確認がされました。

続きまして、協議第19号 交通関係事業について、事務局から説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 交通関係事業について提案し、説明いたします。

会議資料の53ページをお開きいただきたいと思います。

協議第19号 交通関係事業について（協定項目25 - 5）

交通関係事業について、次のとおり提案する。

- 1、町営バス、コミュニティバス及びスクールバスについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
- 2、地方路線バスについては、現行の路線が維持されるよう努めるものとする。

3、交通指導員制度については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

資料の54ページをご覧いただきたいと思います。

町営バスとコミュニティバスの現況でございます。町営バスは馬頭町で、コミュニティバスは小川町で運行しております。

55ページをご覧いただきたいと思います。

スクールバスは馬頭町で運行しております。調整の具体的内容でございますが、町営バスとコミュニティバス、スクールバス、これはいずれも現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

地方路線バスの現況は、ご覧のように東野交通、JRバス関東の2社の路線バスに対して補助をしているものでございます。この調整内容は、現行の路線が維持されるように努めるものでございます。

次に、交通指導員制度でございますが、2町において設置しております、交通安全の思想の普及と交通安全の保持が目的で、その活動にも相違がございませんので、この調整内容は現行のとおり新町に引き継ぐものでございます。

以上でございます。

議長（川崎和郎君） 以上で説明が終わりました。ご意見ございますか。

はい、どうぞ。

委員（石田彬良君） 小川町さんでもコミュニティバス、最近にこここバスというバスで走行しているのを見かけるわけでございますが、ますます増大する高齢化社会に向けて、非常にこの足の確保というのが重要視される時代ではないかと思えます。

私は要望と申しますか、かなり多くの町民の方が、馬頭町と小川町のバスの橋を越えた運行を、相互乗り入れは考えられないのかなという意見がありますので、協議と申しますか、今日の場合は要望としてお願いした方がよいのか分からないんですが、ご検討をお願いしたいと思います。

議長（川崎和郎君） 当然地域の皆さんの声を聞きながら、例えば今の新那珂橋、それから若鮎大橋、それからその下の八溝大橋、それで保育所も近くにありますから、馬頭町から南保育所へ行きたいとかその逆もあるでしょうから、それは新町になってから十分検討すれば、十分にその要望には応えられていく、このようにご理解いただきたいと思えます。新町の建設計画の中にも入っていますのでね。

それでは、改めてお諮りをいたします。

協議第19号 交通関係事業については、原案どおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） ありがとうございます。

協議第19号 交通関係事業については異議なしと認め、全会一致で原案のとおり確認がされました。ありがとうございました。

続きまして、協議第20号 新町建設計画について、事務局から提案及び内容の説明をお願いします。

事務局長（齋藤裕一君） 新町建設計画について提案し、説明を申し上げます。

56ページを開いていただきたいと思います。

協議第20号 新町建設計画について（協定項目26）

新町建設計画について、次のとおり提案する。

新町建設計画は、別添「新町建設計画（素案）」を基本とし、合併協定書の調印までに決定するものとする。

それでは、送付してございます新町建設計画（素案）、これをご覧いただきたいと思います。

まず、この建設計画につきましてご説明申し上げたいと思いますが、この建設計画は、簡潔に申し上げれば、合併特例法の規定により作成するものでございます。なお、合併特例法では、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮をするべきだというふうになっております。

また、現行の合併特例法の適用を受ける合併ということを目指しているわけですが、この適用の中では、合併後のまちづくりのための建設事業に対する財政支援の一つとして合併特例債がございまして、この合併特例債は、この建設計画に基づく特に必要な事業の経費に充てるものとされております。言い換えますと、この合併特例債に係る事業につきましては、建設計画に盛り込まれていることが必要になってまいるのでございます。まず、この辺のところをご理解いただきたいと思います。

併せまして、この建設計画は基本的な方針を示すものでございまして、具体的な内容にはなっておりません。そういうものであるということをもっとご理解をいただければというふうに思います。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

序論の1、計画の策定方針でございますが、この方針につきましては、第1回合併協議会でご説明申し上げました建設計画の策定方針とほぼ同様でございますので、説明は省略させていただきます。

2の合併の必要性でございますが、一つは行財政基盤の確立で、これは行政需要の複雑化、それから多様化が進んでおりますけれども、三位一体の改革による地方交付税や補助金等の見直し、これらのほかにも地方経済の悪化等によりまして歳入が減少してきております。そうい

ったことから財政の硬直化が深刻してきております。そこで、現行合併特例法の期限内に合併をいたしまして、財政支援策を効果的に活用しながら行政の効率化を図って、財政基盤を強化する必要があるということでございます。

地方分権への対応でございますが、地方分権一括法の施行によりまして、市町村が自らの責任で自らが判断し実行するという市町村の自立が求められてきています。次のページに移りますが、そのためには、合併によりまして自治体の規模を大きくして、地方分権の受け皿足り得る体制を確立する必要があるということでございます。

3の合併の効果でございます。これにつきましては、一般的なことも含めまして載せてございますので、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

3ページをご覧くださいと思います。

馬頭町と小川町の概要でございますが、1、位置と地勢、2、気候、3、歴史につきましては、その概要については概ねご了解いただいているのかなということで、説明につきましては省略をさせていただきます。

4の面積は、2町合わせますと192.84キロ平方メートルになります。

5の人口でございますが、平成12年国勢調査の人口では、2町合わせますと2万999人になります。4ページのグラフで人口の推移を見ますと、人口は減少の一途をたどっておりまして、次の人口構成比の推移からは、年少人口が減少しまして高齢人口が増加するという少子高齢化が進みつつあります。

次に、4ページから5ページの土地利用、6ページの交通基盤、産業、7ページの地域資源につきましては、後でご覧をいただくこととしまして、説明は省略させていただきます。

10の馬頭町と小川町のまちづくりでございますが、(1)まちづくりの基本目標とテーマということで、馬頭町では、 の基本目標でございますが、自然豊かな町、交流の盛んな町、利便性とんだ町、産業の盛んな町、地域文化の香る町、明るく夢のある町、 テーマでございますが、「活力に満ちた魅力あふれる潤いのある町づくり」ということで今日まで来ております。小川町としましては、 基本目標、「ま」ごころの通いあう地域づくり、8ページにいけますが、「ほ」こりを育てる地域づくり、「ろ」マンの薫る地域づくり、「ば」ランスのとれた地域づくり、 のテーマでございますが、「清らかな水 さわやかな風 まほろばの里21」ということをうたって現在まで来ております。

(2)の目指しているまちづくりの方向性でございます。馬頭町は、広重美術館を核とした賑わいのまち、豊かな自然や地域資源活かした魅力ある農山村型観光のまち、ケーブルテレビを核とした情報交流の盛んなまち。小川町は、特色ある古代文化遺産を活かした歴史と文化の薫るまち、豊かな自然を活かした都市と住民との交流を図るまち、国道軸の拡張整備とあわせ

た新たなランドデザインによる暮らしやすいまち。

まちづくりの主要課題でございますが、これは共通課題として挙げているものでございます。これにつきましては、説明を略させていただきたいと思っております。

9ページをご覧くださいと思います。

3の主要指標の見通しでございますが、まず、1、人口につきましては、年々減少傾向にありまして、平成17年には1万9,984人、10年後の平成27年には1万7,652人になるものと推測しております。また、少子高齢化は加速しまして、10年後は年少人口の割合が11.2%、高齢人口の率は30.2%に達するものと思われまます。

次に、2の世帯数でございますが、核家族化の進行によりまして、平成17年には5,897世帯、10年後には3.1%増加しまして6,079世帯になるものと推測しております。この世帯数のグラフは10ページになります。

3の就業構造ですが、就業人口は平成12年国勢調査で1万987人でございますが、15年後には8,317人に減少すると思われまます。将来就業人口の推計のグラフをご覧くださいと思います。第1次産業、第2次産業、第3次産業の構成比を見ますと、産業別就業人口の第1次産業の減少、第2次産業はほぼ横ばいで第3次産業が増加しておりますけれども、人口の減少の影響を受けまして、実人口はいずれも減るということになります。

11ページをご覧くださいと思います。

4、新たなまちづくりの基本方針でございますが、1、新町の将来像とテーマ、(1)それぞれの観点から見えるものでございますが、2町が合併してどのようなまちづくりを目指していけばよいのかということで、4つの観点から整理したものでございます。

まず、ですが、2町の地域特性、温暖な気候、豊かな自然環境、豊かな地域資源、特色ある歴史と文化。

2町が進めてきたまちづくりでございますが、豊かな自然環境を活かした交流型のまちづくり、魅力ある歴史文化資源を活かしたまちづくり、安全で便利なまちづくり。

地域住民が求めるものといたしまして、ア、合併後に望まれるまちのイメージですが、豊かな自然環境に包まれた美しいまち、高齢者や障害者などが安心して暮らせる福祉のまち。

イとしまして、合併後に重視すべき施策でございます。高齢者福祉への取り組み、保健・医療への取り組み。

ウとしまして、合併後に期待すること、職員や議員等が削減でき、行政経費が節約できること、少子高齢化対策などの新たな課題に取り組めること。

としまして、時代が求めるもの、行財政基盤の確立、地方分権型行政の確立、住民自治の確立ということでございます。

次に、(2) 目指すべき将来像でございます。新たなまちづくりに重要な点は、2町の誇れるものを活かしながら課題を克服するということ、これを踏まえまして描きますと次のようになります。

- ・ 地方分権に対応した行財政改革と住民自治が確立したまち
- ・ 豊かな自然のなかで誰もが健康で生活できるまち
- ・ 魅力ある歴史文化資源のネットワークにより人がにぎわうまち
- ・ 人や物が安全でスムーズに行き交うまち

次のページになりますが、まちづくりのテーマでございます。まちづくりの将来像を総合いたしますというと「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」、このように設定することができます。

次に、基本理念でございますが、今日の地方自治体の財政悪化の原因の一つは、一般的に公共事業などをあれもこれもと実施しまして地方債を発行し続けた結果だというふうに言われておりまして、地域住民の意向は、合併に期待することの最上位に職員数や議員数の削減による行政経費の節約を挙げておりまして、行政改革による費用対効果の高い行財政運営を強く求めているものと思われまます。新町におきましては、これまでの「あれも、これも」のまちづくりから、将来像を実現するため限りある財源を透明化し、限りない知恵を地域住民と行政で出し合い、新たなまちづくりを進めることといたします。

新町の基本理念を、将来像を実現するためにといたしまして、限りある財源をみんなに透明に、まちづくりの「あれか、これか」に最大限に活かす、限りある知恵をみんなの協働で、まちづくりの「あれも、これも」に最大限に活かす、以上のようにまとめてございます。

次は、まちづくりの基本目標でございます。

新町の基本理念に基づきまして将来像が実現できますように、次の6つの基本目標を設定してございます。

まず1番目ですが、改革への道。

新町の将来像の実現は、行財政改革のでき如何にかかることが大きいものと思われております。合理的な行政運営や効率的で健全な財政運営が図れるように、速やかに改革への道を歩み出したいということでございます。また、住民参画による協働のまちづくりを推進するための仕組みづくりを行う。さらには、広域行政事務組合における行財政改革、共同事務処理等の拡大も促進していきたいということでございます。

13ページでございますが、目標の2番目、安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり。

緑豊かですばらしい自然と調和した道路や公園など、地域住民の誰もが利用しやすく、安全

で快適な都市基盤の整備・充実を図ってまいります。また、日常生活において安心が実感できるように上下水道や地域防災及び情報通信などの生活環境基盤の整備・充実を図っていくということでございます。

基本目標3、笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくり。

子供からお年寄りまで誰もが心身ともに健康で、住みなれた地域で支え合いながらいきいきと生活できるよう、健康・医療・福祉・少子高齢化対策などの充実を図っていくというものでございます。

目標の4番目ですが、人を育て未来を拓くまちづくり。

次代を担う人材育成と豊かな人間形成を目指して、地域の特性を活かした特色ある学校教育、また生涯学習、こういったものの充実を図っていくということでございます。

目標の5番目ですが、人がにぎわい活力あるまちづくり。

魅力ある歴史や文化資源の観光資源を地域の人材や情報通信技術でネットワーク化して、人がにぎわい活力のある観光基盤の整備充実を図ってまいります。また、観光と連携した農林水産業の振興、商工業の振興を図っていくというものでございます。

基本目標の6番目ですが、豊かな自然と共生するまちづくりということで、緑豊かですばらしい自然は、次代に継承すべき共有財産として、自然環境の保全対策を図るとともに、広域的な視野に立って生活環境の保全対策を図ってまいります。

具体的な主要施策で具体的には説明を申し上げたいと思います。

14ページをお開きください。

只今申し上げましたまちづくりの将来像とテーマ、基本理念、まちづくりの基本目標を図式化したものでございまして、これを全体像としてございます。中身は先ほど申し上げたことと同じでございますので、説明は略させていただきます。

15ページでございますが、新町のすがた（「ゾーン」「エリア」「軸線」）ということで見ましたものでございます。新町の骨格をなす地域をゾーン、それから市街地や主要な集落あるいは地域区分についてはエリア、主要な道路を軸線として、機能ごとに新町の姿をあらわしたものでございます。

ゾーンとしましては、次のページ数が入っておりませんが、17ページにあたります。ページ数が入っておりませんが、新町のすがたイメージというものがあるかと思えます。そこをご覧いただきたいと思いますが、まず、やみぞ山並みゾーン、ここでは緑の広い右側の地区をやみぞ山並みゾーンというふうに言っております。それから、左側の薄い緑ですが、これは西部丘陵ゾーン、それから真ん中に水色の部分がありますが、これは那珂川沿川ゾーンということでございます。それから、この全体を取り巻くように紺の破線で囲ってありますが、これが地

域高度情報化推進ゾーンということで、先ほどもございました地域高度情報化計画に乗ったケーブルテレビの全町化を進めるということになるものでございます。

エリアとしましては、一応市街地をあててございますが、川の街、森の街と名付けておりました、ここが都市拠点エリア、小川町の方が川の街、馬頭町の方が森の街という形で位置付けをしております。それから、真ん中付近に紫で囲ってあるところが田園都市交流エリアということでございます。それから、緑の横線が入っているところ、これを自然公園活性化エリアというふうに位置付けております。

軸線につきましては、国・県道を主要な軸として入れてございます。

前に戻っていただきまして、ゾーンは今申し上げたように、15ページでございますが、やみぞ山並みゾーン、那珂川沿川ゾーン、西部丘陵ゾーン、地域高度情報化ゾーンという4つになっております。

エリアとしましては、都市拠点エリア、馬頭町市街地の森の街、小川町市街地の川の街、それらを結ぶ田園都市交流エリア、そして八溝県立自然公園を主体とする自然公園活性化エリアというふうに分かれております。

軸線については、大体ご存じだと思いますので、説明は略させていただきます。

次、5番目の新町の主要施策、18ページでございます。

ここでは、新町の「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしと活力に満ちたまちづくり」という将来像を具現化していくために設定いたしました先ほどの6つの新町まちづくりの基本方針に沿って、新町の主要施策、その基本的な方向を示したものでございます。

最初は改革への道でございますが、(1)の行財政改革の強力な推進でございます。

施策の基本方針といたしましては、新町の基本理念を踏まえて、速やかに新町行財政改革大綱を策定しまして、これを行動に移してまいります。

財政の健全化に配慮しまして、自主財源の確保をするとともに、財源の重点的、効果的な配分を図りながら、財政運営の質的充実と効率化を目指してまいります。

政策重視のまちづくりへの転換を図るため、縦横断的で機動性に富んだ行政組織にしてまいります。

地方分権に対応した自立した自治体運営を確立するため、職員の人材育成に努め、政策形成能力の向上を図ってまいります。

民間活力の行政サービスの導入を推進してまいります。

住民との協働によるまちづくりを推進するため、積極的な情報公開や情報提供に努めてまいります。

主要事業につきましては、新町行財政改革大綱の策定及び大綱に基づく行財政改革の実施、

以下ご覧のとおりでございます。

(2)の住民参加・協働の促進でございますが、施策の基本方針といたしましては、地方分権に対応した新町まちづくり推進計画 仮称でございますけれども、これを策定しまして地域住民と行政の協働によるまちづくりを目指してまいります。

自治会活動やボランティア活動の支援やNPOの育成支援策の充実を図ってまいるといふことでございます。

主要事業につきましては、ご覧のとおりでございます。

19ページへいきまして、(3)広域行政事務組合における行財政改革と共同事務処理の促進、施策の基本方針といたしましては、広域行政事務組合を構成する烏山町や南那須町と連携しまして、広域行政事務組合における行財政改革、これを進めることと併せて共同事務処理の拡大を促進してまいると、こういうものでございます。

主要事業はご覧のとおりでございます。

次に、安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり。

(1)の都市基盤整備でございますが、まず、まちづくりの骨格となる基本計画の策定と計画の推進でございます。施策の基本方針といたしましては、新町の地勢や市街地と周辺集落の景観、歴史文化、地域個性などを踏まえながら、新町土地利用計画などの各種の計画を策定しまして、関係各機関と連携をしながら計画的な都市基盤の整備充実を図ってまいります。

計画の推進にあたりましては、適切な計画の進行管理に努めてまいります。

主要の事業につきましては、ご覧のとおりでございます。

の道路整備でございますが、施策の基本方針といたしましては、広域的交通、均衡ある発展、地域住民の生活利便性の向上などあらゆる視点から客観的に見た新町道路再編整備計画(仮称)、これを策定しまして、効率的、効果的な道路整備を推進するものでございます。

国道や県道の迅速な整備促進、また主要町道は重点的な整備を図ってまいります。

生活道路などの町道は、必要や緊急性の優先度により計画的に整備を図ってまいるといふものです。

人と環境にやさしいユニバーサルデザインの道路交通環境の整備に努めてまいります。

主要事業につきましては、ご覧のとおりでございます。

20ページをご覧いただきたいと思っております。

の公共交通網の整備でございますが、施策の基本方針といたしましては、公共交通機関による地域の一体性の確立や交通弱者の足の確保を図るために、新町公共交通機関再編整備計画(仮称)、これを策定いたしまして、町営バス、コミュニティバス、この路線の再編整備、利用の促進を図ってまいります。

生活路線バス事業者と連携した、人と環境にやさしい公共交通環境整備を推進してまいります。

また、生活路線バスの存続を図るために県や隣接市町村地域と連携し、維持強化に努めてまいります。

主要事業はご覧のとおりでございます。

の公園緑地整備でございますが、施策の基本方針といたしましては、自然の豊かさを実感しながら子供からお年寄りまで安全で快適な生活ができるよう、新町緑の基本計画（仮称）を策定し、緑あふれる美しい公園づくりを推進したいと。

誰もが安心、安全に利用できる魅力ある空間づくりや住民に安らぎと憩いを与え、親しまれる公園づくりのため、住民の積極的な参加による緑化活動を推進してまいります。

主要な事業はご覧のとおりでございます。

（２）の生活環境整備基盤は５項目ございますが、住環境整備でございますけれども、施策の方針といたしましては、新町の土地利用計画や新町都市計画マスタープランなどに基づく新町住宅マスタープランを策定しまして、本地域の豊かな自然、歴史文化環境を活かした居住空間の整備促進を図ってまいります。

町営住宅等の適正管理及びその整備充実を図ってまいると。

主要事業については、ご覧のとおりでございます。

の上水道整備でございますが、施策の基本方針といたしましては、新町上水道事業計画（仮称）、これを策定しまして、将来にわたる清浄で安定した水道水の供給を図ってまいります。

上水道、簡易水道事業の効率的な運営を図ります。

上水道、簡易水道施設の適正な維持管理に努めてまいります。

水源確保や施設の老朽化等への対応も含めて、水道基盤の整備充実を図ってまいります。

主要事業につきましては、ご覧のとおりでございます。

の下水道整備でございますが、施策の基本方針といたしましては、新町汚水処理適正化構想、仮称でございますが、これを策定しまして、公共用水域の水質保全を図ります。

新町下水道事業計画（仮称）を策定しまして、市街地や周辺集落などの地域の実情に応じた排水、浄化施設の整備促進を図ってまいります。

下水道事業の効率的な運営を図ってまいります。

下水道施設の適正な維持管理にも努めてまいります。

計画的に下水道事業の整備充実を図ってまいります。

主要事業としましては、ご覧のとおりでございます。

の消防・防災・交通安全基盤でございますが、施策の基本方針といたしましては、防災につきましては、水害や土砂災害等による被害を未然に防ぐために新町地域防災計画、仮称でございますが、これを策定しまして、関係各機関と連携を図りながら、危険な急傾斜地の対策や自然環境に配慮した河川改修の対策を講じるなど、災害に強いまちづくりを目指します。

交通安全や防犯対策につきましては、新町交通安全・防犯計画（仮称）、これを策定しまして、交通事故や犯罪のない安全なまちづくりを推進するものです。

消防については、新町消防組織再編整備計画（仮称）、これを策定しまして、消防団の体制整備や人員、設備等の充実を図るとともに、近隣市町村との連携強化に努めてまいります。

21ページに移りまして、自主防災組織につきましては、その育成強化に努めてまいります。

交通安全につきましては、地域と一体となった交通安全運動の推進、交通安全施設の整備充実を図ってまいります。

主要事業については、ご覧のとおりでございます。

の情報通信基盤でございますが、施策の基本方針といたしましては、情報通信基盤としては馬頭町にケーブルテレビがありますが、小川町になく、新町において地域の情報化を推進する上で、格差の解消に努めてまいります。

地域一体化の確保を図るため、新町地域高度情報化、仮称でございますが、この計画を策定しまして、ケーブルテレビを高度化するとともに、これを核として新町全域を電子のネットワークで結ぶ地域高度情報化のまちづくりを目指してまいります。

ケーブルテレビのネットワークを活用し、行政の情報通信サービスを検討します。

すべての人がさまざまな場面で情報化の恩恵を享受できるよう、情報リテラシー 情報活用能力でございますが、その向上に努めてまいります。

主要事業はご覧のとおりでございます。

（3）の地域間連携・交流促進でございますが、施策の基本方針といたしましては、地域間交流事業の実績を生かしまして、国内交流を推進します。

近隣地域を初め、広域的な連携交流を促進いたします。

各種民間団体や産業団体との連携を深め、地域住民主導の交流促進を図ってまいります。

主要な事業はご覧のとおりでございます。

23ページ、3の笑顔あふれる元気で心あたかなまちづくりでございますが、（1）医療・保健でございます。施策の基本方針といたしましては、町民一人一人が心身ともに健康で安心して暮らせるよう、新町保健計画（仮称）を策定しまして、総合的な健康づくりを推進します。

乳幼児から高齢者まで一貫した健康管理、支援ができる体制づくりを推進します。

保健・福祉・医療・介護などの関係分野との連携体制をさらに強化いたしまして、生涯を通して安心して暮らせる環境づくりを推進してまいります。

情報化時代に対応した地域高度情報化ネットワークを活用した健康管理システムの導入に向けた調査研究を進めます。

主要事業はご覧のとおりでございます。

(2) 高齢者福祉・社会福祉でございますが、施策の基本方針といたしましては、誰もが、住みなれた地域で支え合いながらいきいきと暮らせるよう、新町高齢者保健福祉計画（仮称）などの各種計画を策定し、高齢者や障害者にやさしい社会づくりを推進いたします。

誰もが、健康で安心して暮らせる地域社会の実現のために、地域福祉基盤の充実も図ります。

誰もが、生きがいを持って生活できるよう、自らの知識や技能、経験を生かし、積極的に社会参加できる体制の充実と生涯学習やボランティア活動の一層の充実拡大を図ってまいります。

誰もが、自らの意思に基づき自立した生活を尊厳をもって送ることができるよう、保健・福祉・医療・介護の連携により在宅福祉サービスの充実を図ってまいります。

情報化時代に対応した地域高度情報化ネットワークを活用した福祉システムの導入に向けた調査研究を進めてまいります。

主要事業につきましては、ご覧のとおりでございます。

24ページでございますが、(3) 児童福祉・子育て支援でございます。施策の基本方針でございますが、地域の未来を担う子供が心身ともに健やかに育つよう、新町次世代育成支援対策行動計画（仮称）を策定し、多様化する保育ニーズへの対応や健全育成等の充実を図ります。

家庭・地域・学校・行政が一体となり、地域社会全体が子供を大切に育てる心を共有できる子育て支援ネットワーク等の構築促進を図ってまいります。

保健・医療・福祉・教育が連携した総合的な子育て支援体制の充実を図ってまいります。

主要事業はご覧のとおりでございます。

(4) 社会保障（介護保険・国民健康保険・老人保健）でございますが、施策の基本方針といたしましては、新町介護保険事業計画を策定しまして、介護施設等のサービス基盤の整備を進めるとともに、介護予防事業などの効果的な展開を図ってまいります。

住みなれた自宅・地域で自立した生活ができるよう在宅サービスの充実を図るとともに、地域で支え合う介護支援体制の充実を図ってまいります。

医療費適正化対策を推進しまして、安定した保険事業の運営を図ってまいります。

保健・福祉・医療との連携を図りながら、生涯をいきいきと暮らせるよう健康づくり意識の高揚を図ってまいります。

主要事業につきましては、ご覧のとおりでございます。

(5) 人権擁護・男女共同参画でございますが、施策の基本方針といたしましては、男女共同参画社会の実現に向け、新町男女共同参画計画(仮称)を策定し、男女が共にあらゆる分野に参画でき、その能力を十分に発揮できるよう、住民の意識改革や普及啓発活動を推進してまいります。

住民一人一人が尊重し合い、ともに参画する社会を目指してまいります。

主要事業としては、ご覧のとおりでございます。

次は、4の人を育て未来を拓くまちづくりでございます。

(1)の学校教育の充実、施策の基本方針といたしましては、一人一人の個性を尊重しながら、豊かな心を持った児童生徒の育成を図るため、地域の特性を生かした特色ある教育活動を推進いたします。

25ページに移ります。

高度情報化社会に対応できる能力を身につけるため、情報化教育の充実を図ってまいります。

中長期的な児童生徒数の動向を見据えた新町義務教育施設の統合再編整備計画(仮称)を策定し、教育行政の効果的な運営を図ります。

施設の老朽化に対処するため、新町義務教育施設の適正管理計画(仮称)を策定し、施設の計画的な維持補修・改修を実施し、教育環境の充実を図ってまいります。

情報化時代に対応した地域高度情報化ネットワークを活用した教育支援システムの導入に向けた調査研究を進めます。

主要事業はご覧のとおりでございます。

(2)生涯学習の充実、施策の基本方針といたしましては、町民の多様なニーズに対応し、生涯学習の一体的な推進を図るため、新町生涯学習推進計画(仮称)を策定しまして、生涯学習を計画的に推進いたします。

生涯学習を推進する中心的人材を確保し、地域住民の参画を促進いたします。

将来のまちづくりのリーダーとなる人材を育成するため、地域の誇りを育てる生涯学習事業を推進します。

生涯学習活動の学習機会の充実と成果発表の場の提供により、学習意欲の向上を図ってまいります。

情報化時代に対応した地域高度情報化ネットワークを活用した生涯学習支援システムの導入に向けた調査研究を進めます。

新町生涯学習施設整備管理計画(仮称)を策定し、計画的な生涯学習施設の整備及び維持管理に努めます。

主要事業はご覧のとおりでございます。

(3)のスポーツ・レクリエーションの振興でございますが、施策の基本方針といたしましては、スポーツ・レクリエーションに対する町民のニーズを把握しまして、各種スポーツ等の振興を図ってまいります。

26ページにまいります。

地域住民自らが組織運営する総合型地域スポーツクラブ設立を促進いたします。

指導者組織の育成と指導者の資質の向上を図ってまいります。

手軽にできるスポーツ・レクリエーションを紹介し、健康づくりを推進します。

地域の一体感を醸成するため、スポーツ・レクリエーションによる交流を図ってまいります。

新町社会体育施設整備管理計画(仮称)を策定し、計画的な社会体育施設の整備及び維持管理に努めてまいります。

主要事業はご覧のとおりでございます。

(4)の文化振興でございますが、施策の基本方針といたしましては、新町文化振興計画(仮称)を策定しまして、総合的な文化振興を図ります。

生涯学習と連携した文化事業を推進いたします。

特色ある歴史文化資源の保存及び有効活用を図ってまいります。

文化施設の有効的利用も図ります。

地域文化伝承芸能の保存継承を図ってまいります。

特色ある歴史文化資源に誇りを持てる環境づくりを推進していきます。

主要はご覧のとおりでございます。

(5)の国際交流振興、施策の基本方針といたしましては、新町国際交流推進計画(仮称)を策定しまして、国際交流事業を効果的に推進します。

国際交流事業を推進する運営組織の充実を図ってまいります。

それから、国際的な視野を持つ人材を育成するため、海外体験学習、国際理解教育、語学教育の充実を図ってまいります。

主要事業はご覧のとおりでございます。

5の人がにぎわい活力あるまちづくりでございますが、(1)としまして、農林水産業振興、施策の基本方針といたしましては、新町の農林水産業施設の基本となる新町農業振興地域整備計画や新町森林整備計画など各種計画を策定し、農林水産業の振興を図ってまいります。

農業生産基盤や経営基盤の強化を図りつつ、消費者ニーズに適応した振興策を講じるとともに、農業や生産物等を通じた都市と農村の交流による活性化策を推進します。

家畜排せつ物の適切な管理対策に積極的に取り組むとともに、ブランド性が高い畜産振興を図ります。

林業生産基盤の整備充実を図るとともに、特用林産物の生産振興や担い手の育成を図ります。
また、森林が持つ機能を維持増進するとともに、これを有効に活かし、余暇活動やレクリエーション活動など多目的利用を推進します。

主要な事業はご覧のとおりでございます。

下の方へいきまして、(2) 商工業振興でございますが、施策の基本方針、新町中心市街地活性化計画(仮称)と連動した新町商工振興基本計画(仮称)を策定して、効率的な効果的な商工施策の充実を図ります。

商工関連団体と連携を図り、効果的な商業活性化施策の充実を図ってまいります。

28ページにまいります。産学官連携ネットワークである県北東部産業交流会との連携による商工業の進展を図ってまいります。

国や県の施策を踏まえた新町における中小企業関連施策の充実を図ります。

発展が期待されるIT産業などの企業誘致と、工業団地等における企業立地を促進いたします。

主要事業はご覧のとおりでございます。

(3) の観光振興でございますが、施策の基本方針といたしましては、新町観光振興基本計画(仮称)を策定しまして、効率的、効果的な観光施策の推進と観光施設の整備充実を図ってまいります。

隣接町村と連携した広域的な観光施策の充実強化を図ります。

観光協会等の効率的、効果的な統合再編と推進体制の強化を図ってまいります。

他産業との連携強化、地域資源間のネットワーク化を図りまして、交流人口の増加に努めてまいります。

主要事業はご覧のとおりでございます。

6番目ですが、豊かな自然と共生するまちづくりでございます。

(1) 自然環境保全・活用、施策の基本方針といたしましては、豊かな自然を保全するために新町環境基本計画(仮称)を策定しまして、自然環境保全や景観形成を図るとともに、無秩序な開発の防止など土地利用の適正な誘導を図ります。

安全で快適な地域環境の保全、創造を目指し、住民・事業者・行政の協働による豊かな自然と共生するまちづくりを目指します。

新町土地利用計画を踏まえた総合的な河川・森林・平地林の整備保全を図ってまいります。

八溝県立自然公園の環境を活かした自然とのふれあいの場、憩いの場の整備充実を図ってまいります。

主要な事業はご覧のとおりでございます。

(2) 生活環境保全でございますが、施策の基本方針といたしましては、新町一般廃棄物処理基本計画(仮称)を策定しまして、短期・中長期的な観点から効果的な対応に努めます。

地域環境の保全を図るため、地域住民等に対する啓発活動等の各種事業の推進を図ります。行政と住民の協働により不法投棄対策の強化に努めてまいります。

主要事業はご覧のとおりでございます。

次に、30ページ、6番目でございますが、栃木県の事業の推進でございます。

1の栃木県の役割といたしまして、後段でございますように、栃木県は、地方分権の時代において、ともに地方自治を担う対等協力のパートナーとして新町と十分に連携し、新しいまちづくりに向けた取り組みを積極的に支援します。また、合併に伴う新たな財政需要に対して、市町村合併特別交付金により財政支援を行いますといった内容になってございます。

2の新町における栃木県の主要事業でございますが、まず、(1)暮らしを支える社会基盤の整備、(2)としまして、自然と調和した生活環境基盤の整備、(3)人と自然が共生するための自然環境や生活環境の保全対策、(4)活力ある産業の振興、こういった内容について県との協議を行っていくということをまずご理解いただきたいと思えます。

なお、この中の事業につきましては、県と全くすり合わせはしておりませんし、要望的な事業も入っておりますということもご理解をいただきたいと思えます。これに関しまして説明は省略させていただきますので、後でご覧いただきたいと思えます。

次に、31ページですが、7、公共施設の適正配置と整備でございます。

公共施設につきましては、住民生活に急激な変化を及ぼさないように配慮しながら、全体のバランスや地域の特性、地域住民の利便性を考慮しながら、人口の推移や財政状況などを総合的に勘案し、統合整備を図ってまいります。

また、新たな公共施設の整備については、既存施設の有効活用について十分検討するとともに、事業効果や効率性を考慮し、適正な施設の整備に努めてまいります。

なお、地域住民のサービス低下を招かないように、馬頭町役場を新町の事務所とし、小川町役場を当面総合支所として活用いたします。

32ページ、8番、財政の見通しでございます。

この財政計画は、まちづくりを計画的に推進するため新町の財政運営の指針となるものでございます。合併年度から10カ年について歳入歳出の確保をもとに、過去の実績を基礎といたしまして合併に係る特例措置、経費の増減等を見込み、普通会計ベースで策定したものでございます。

この財政計画の策定にあたりまして、前提条件を設定しております。歳入につきましては、ここにございますように、地方税、2番目の地方交付税、3番目の分担金及び負担金、使用料

及び手数料、4番目の国庫支出金、5番目の県支出金、6番目の地方債とそれぞれここに記載のような条件、考え方で歳入を見込んでおります。

2番目の歳出につきましても、人件費以下10番目の普通建設事業費までの科目につきましては、同じようにここに記載の条件、考え方で推計をしております。それぞれの説明については省略をさせていただきたいと思っております。

34ページ、これは財政の見通し、財政計画案でございますが、10年間の歳入歳出をそれぞれ科目ごとに算出したものでございます。それぞれの科目区分の単年度の数字を見てどうこうということではなくして、10年間の推移を見る、その傾向を見るといったふうに見ていただければというふうに思っております。例えば歳出の人件費でありますれば、17年度から26年度まで徐々に減少しておりますといったふうに見ていただければというふうに思っております。これは後でじっくり見ていただくことといたしまして、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、大変雑駁ではございましたけれども、建設計画（素案）の説明とさせていただきますが、この建設計画は、この素案をもとにいたしまして県との下協議、事前協議を行い、また委員の皆様からご意見、ご提言をちょうだいしながら、併せて住民説明会におきましても町民の皆様からご意見等をいただきまして、よりよい建設計画としていくものでございます。県との協議につきましては1カ月から2カ月ぐらいかかるというふうに考えておりますが、場合によっては住民説明会と並行するようなこともあるかもしれませんが、県との事前協議、そして住民説明会を経た後に、これを修正して協議会において承認されて初めて建設計画の案という形になります。この案をもちまして県との本協議に入ることになります。その後、県との本協議が整いましたならば、その結果を受けましてこの協議会で建設計画が確認の運びになるかというふうに思います。

以上で、新町建設計画の提案説明、素案の説明を終わります。

議長（川崎和郎君） ご苦労さまでした。

今、最後に話がありましたように、新町の建設計画のこれはあくまでも素案であります。これから県との下協議、それから住民説明会、それからこの協議会での協議というふうなことで、かなりこの素案を一つのたたき台として最終的な建設計画ができ上がると、こういうふうな段取りということでもあります。

そういうふうなことで、本日につきましては説明だけにさせていただいて、各委員さんの方で次回の協議会で十分に検討をいただいて、素案から前進して案に近いものに時間をかけてやっていく、こういうふうな考え方ですので、そんなことをご了解いただけますでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（川崎和郎君） それでは、この新町建設計画につきましては継続協議ということに本日はいたしたいと思しますので、そのようにご理解をいただきたいと思します。

各委員のご協力によりまして、事務局が用意いたしました協議事項につきましてはすべて終了をいたします。

その他に入らせていただきます。事務局から内容の説明を求めます。

事務局長（齋藤裕一君） 事務局からはございません。

議長（川崎和郎君） それでは、大変慎重に、長時間にわたりまして協議をいただきまして、ありがとうございます。只今の協議第20号 新町建設計画について継続協議とさせていただきますましたが、その他につきましては全会一致で確認をいただきました。ありがとうございました。心からお礼を申し上げまして閉会といたします。ご苦労さまでした。

事務局次長（藤田悦男君） 川崎会長には議事進行、大変ありがとうございました。

4 その他

事務局次長（藤田悦男君） その他でございますが、事務局の方から、次回第3回の合併協議会なんです、12月16日木曜日、午後1時30分から馬頭町山村開発センターの方で行われます。ひとつよろしくお願ひしたいと思します。

5 閉 会

事務局次長（藤田悦男君） 以上をもちまして、第2回馬頭町・小川町合併協議会を終了させていただきます。

本日は長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

